

議案第 52 号

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益法人等への生駒市職員の派遣等に関する条例（平成14年3月生駒市条例
第3号）の一部を次のように改正する。

第10条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。